

平成20年8月19日

第42回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. クロラントラニリプロール

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規登録申請（水稻、りんご等）がなされ、平成20年3月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第22回総合評価第二部会において一日摂取許容量（ADI）が決定した。その後、インポートトレランス（りんご、なし等）に係る追加資料が提出されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、クロラントラニリプロール投与による影響は主に体重増加量及び肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、マウスを用いた18カ月間発がん性試験の26.1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.26 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

2. パクロブトラゾール

(1) 用途

植物成長調整剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成19年12月4日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第11回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、パクロブトラゾール投与による影響は、主に体重増加量及び肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。また、母動物の生存に影響が認められない用量で、催奇形性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.0 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

3. ピリプロキシフェン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

インポートトレランス申請（クランベリー）がなされ、平成20年6月2日

付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、ピリプロキシフェン投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量で得られた最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の10 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

4. フルアクリピリム

(1) 用途

殺虫剤（殺ダニ剤）

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年3月5日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第6回確認評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、フルアクリピリム投与による毒性影響は、主に肝臓に認められ、マウスのみ小腸及び盲腸に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雄のラット及び雌雄のマウスに肝細胞腺腫及び肝細胞癌、雄マウスに十二指腸腺腫及び腺癌の増加が認められたが、フルアクリピリムに遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の5.9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.059 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

5. プレチラクロール

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

魚介類に対する残留農薬基準設定に係り、平成19年9月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第19回総合評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、プレチラクロール投与による影響は主に体重増加量及び肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量で得られた最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.84 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.018 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

6. ペンシクロン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成19年9月13日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第8回確認評価第三部会においてADIが決定した。その後、インポートトレランス（チョウセンニンジン）に係る追加資料が提出されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、ペンシクロン投与による影響は主に肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、催奇形性及び繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.79 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.017 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

7. ヨウ化メチル

(1) 用途

殺虫剤（くん蒸剤）

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（トマト、メロン類及びくり）がなされ、平成18年5月23日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第19回総合評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、ヨウ化メチル投与による影響は主に甲状腺に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラット及びマウスで甲状腺嚢胞細胞腺腫の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値はウサギを用いた発生毒性試験の1.04 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数300で除した0.0034 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

以 上